㈠
１．建物用途　㈠１．に同じ
２．構造及び階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）
３．延床面積　1,500㎡以上
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
3　第１号３に同じ。
4　入札手続等
⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）すること。
①～③　第１号４⑸①～③に同じ。
開札は、平成24年２月６日14時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
5　第１号５に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Gunma Prefectural Police School student dormitory.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 10 月 26 日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　川﨑　正彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成23―25年度ほたる川排水機場ポンプ設備工事
⑶　工事場所　徳島県吉野川市山川町中須賀地先
⑷　工事内容
主ポンプ設備
立軸斜流（吐出量５㎥／sec）２台
主ポンプ駆動設備
空冷ディーゼルエンジン（262kW）２台
系統機器設備　１式
除塵設備（定置式除塵機）２台
監視操作制御設備　１式
電源設備（75kVA）１台
付属設備　１式
樋門ゲート設備　１門
⑸　工期　平成26年３月31日まで
⑹　本工事は、入札時に「排水ポンプ設備の長期的な品質確保に配慮した技術提案」及び「故障時における応急復旧の容易性に配慮した技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係るものを除く。）を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、一般競争入札（詳細設計付き施工発注方式）の試行工事である。
⑼　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
なお、総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。
⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑿　本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成８年度以降に、次の㈠から㈤の要件を満たすポンプ設備を自ら製作し、据付した工事を元請けとして施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が、平成８年度以降に、元請けとして次の㈠から㈤の要件を満たすポンプ設備を自ら製作し、据付した実績を有していること。ただし㈠から㈢は同一工事であること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。「自ら製作し、据付した」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を製作し、設備全体を施工した場合とする。
なお、製作と据付が別契約の場合は、合わせて１件の工事とみなす。
㈠　陸用ポンプであること。
㈡　ポンプ形式が斜流であること。
㈢　１台当たりのポンプ吐出量が2.5㎥／sec以上であること。
㈤　揚水又は排水を目的としたポンプ設備の施工実績があること。
ただし、㈠から㈢は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　提出する技術提案が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任期間としては、現場でのポンプ設備の据付期間として、平成25年10月初旬から平成26年３月下旬を予定している。
ａ　入札説明書に記載する実務経験を有する者、又は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とするものに限る。））の資格を有する者等。
ｂ　平成８年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事。ただし、㈡の要件は除く。）の据付工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が、平成８年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑷に掲げる工事。ただし、㈡の要件は除く。）の据付工事の経験を有していること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ｃ　主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
ｄ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講終了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。